

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年7月12日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 中原 正顕

### 1. 業務の概要

- (1) 業務名 首里城北殿復元設計業務(電子入札及び電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、沖縄県那覇市に計画している首里城北殿の建築及び建築設備の基本・実施設計並びに数量積算を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から 令和8年1月29日まで
- (4) 本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
- (6) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

### 2. 参加資格

参加表明書及び技術提案書の提出者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

- (1) 単体企業
  - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - ② 沖縄総合事務局における令和5・6年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
  - ③ 参加表明書の提出期限日から契約締結時までの期間に沖縄総合事務局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
  - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと

して、沖縄総合事務局発注建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 設計共同体

2. (1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年7月12日付け沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から首里城北殿復元設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準（業務説明書による）

- (1) 専門分野別の配置予定技術者の資格

- (2) 配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰、手持ち業務の状況

4. 技術提案書を特定するための評価基準（業務説明書による）

- (1) 専門分野別の配置予定技術者の資格

- (2) 配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰、手持ち業務の状況

- (3) CPD取得単位の状況

- (4) 業務の実施方針及び手法取組意欲

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案書の内容

5. 手続等

- (1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約第一係

電話 098-866-0031 （内線 2526、2527）

- (2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間は令和6年7月12日（金）から令和6年8月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

電子入札システムにより交付する。やむを得ない事由により、電子入札システムによる入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は

郵送することにより電子データを交付するので、上記（１）にその旨連絡すること。持参による場合は、（１）に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、（１）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限：令和６年７月２２日（月）１７時１５分

② 提出場所：５．（１）に同じ

③ 提出方法：ア) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

イ) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限：令和６年８月２３日（金）１７時１５分

② 提出場所：５．（１）に同じ

③ 提出方法：ア) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

イ) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（首里城北殿復元設計その２業務）

本業務は、上記随意契約予定の首里城北殿復元設計その２業務の予定業務量を含めた業務量をもって、簡易公募型の手続とするものである。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記５．（１）に同じ。

(6) 上記２．（１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は上記２．（２）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記５．（３）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (7) 技術提案書に関するヒアリングを行う。
- (8) 詳細は業務説明書による。